

阿久比中学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は阿久比中学校生徒会とする。

第2章 目 的

第2条 本会は会員相互の自主性を高め、学校並びに地域社会と協力し、明るい学校をつくることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会会員は本校生徒とする。

第4章 役 員

第4条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名

第5条 役員は別に定める規定に基づき、会員の直接選挙により選出される。

第6条 役員の任期は6か月とし、前期(4月1日～9月30日)後期(10月1日～3月31日)を基本とする。再選も認める。活動は任命式後から始めるものとする。

第7条 役員は議案の作成、議会運営、その他、生徒会活動全般の企画・運営を行う。また、緊急事項の処理も行う。

第8条 会長は生徒会を代表するとともに、この会の運営の中心となる。

第9条 副会長は会長を助け、会長不在のとき、または執行できないときにその任務を代行する。

第10条 書記は次の事項の正確な記録をし、保管をする。

・会則や附則の修正、委員会、議会、総会の議事録・通信文

第11条 会計は本会の会計のすべてを行う。

第12条 会長を除き役員が辞任または執務不能の場合は次点者がこれに代わる。

第13条 会長が欠けた場合は副会長がその任務を代行する。

第5章 代 議 員

第14条 代議員は各学級より、男女各1名が選出される。

第15条 代議員の任期は6か月とする。

第6章 議 会

第16条 議会は、生徒会役員と代議員および委員長で構成する。必要に応じて、部長会代表も参加する。

第17条 議会は議決機関である。

第18条 議会は代議員の3分の2以上の出席により成立し、毎月1回以上定例議会を開催する。臨時議会は議員の3分の1以上の要求があるとき、または、会長が必要を認めたとき、会長がこれを招集する。

第19条 議長、副議長は議員のなかより議員が互選する。

第20条 議長は議会を司会し、議事を進行する。副議長は議長を助け、必要に応じて交代する。

第7章 総 会

第21条 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、前期・後期各1回定例総会を開く。さらに会員の3分の1以上の要求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第22条 生徒総会は、次の事柄について行う。

- (1) 会則の制定および改廃
- (2) 会の活動計画・会務の報告
- (3) 予算・決算の承認
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと

第8章 最高決定権

第23条 本会で決定されたことはすべて学校長の承認を必要とする。

第9章 委員会

第24条 年度当初に必要な委員会を設ける。

第25条 本会会員は前条のいずれかの委員会に所属しなければならない。

第26条 各委員会では委員長、副委員長を互選によって決める。

第27条 委員会は各委員長によって招集される。

第10章 会 計

第28条 本会は年額150円の会費を会員より徴収して、本会運営の経費にあてる。

第29条 本会の予算及び経費は議会の承認を得なければならない。

第30条 会計監査は每学期末会計簿の監査にあたる。

第11章 顧 問

第31条 本会には学校長より指名された顧問をおき、本会のあらゆる活動に対して指導を行う。また各委員会にも顧問をおき、その指導にあたる。

第12章 修 正

第32条 本会則の修正は議会の3分の2以上の多数決により承認され、さらに全会員の4分の3以上の多数決により承認されて最後に学校長の許可を得てはじめて有効になる。

第13章 選 出

第33条 役員および委員の選出は次のようにして行う。

- (1) 生徒会役員および委員会の役員の前期は1・2・3年生、後期は1・2年生から選出する。
- (2) 選挙管理の仕事は学級から選ばれた選挙管理委員によって行われる。その会を選挙管理委員会とする。

附則1 本会則は、昭和53年4月1日より施行する。

附則2 本会則は、平成14年4月1日より施行する。

附則3 本会則は、平成28年4月1日より施行する。

生徒会役員選挙規則

第1章 選挙権及び被選挙権

- 第1条 生徒全会員は生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。
- 第2条 欠席・早退・遅刻等で選挙時間中に選挙会場にいない者及び停学中の者は選挙権を有しない。
- 第3条 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第2章 役員立候補者

- 第4条 1人で2つ以上の役員に立候補することはできない。
- 第5条 候補者数が定員数に満たない場合は、生徒議会においてその役員を代議員より互選する。代議員の欠員は当該学級から補充する。定員数と候補者数が同数のときは、信任投票を実施する。

第3章 選挙運動

- 第6条 候補者は有権者の中から1名を責任者とする。
- 第7条 選挙運動は選挙公示の日から投票日の前日までの期間に行うことができる。
- 第8条 選挙管理委員会は各候補者の公約をまとめて選挙公報を作成し、各学級に掲示しなければならない。
- 第9条 選挙管理委員会は候補者の一覧表を校内の全有権者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 第10条 候補者は選挙管理委員会から指定された場所にポスターを掲示することができる。
- 第11条 選挙演説は校内における秩序を乱すおそれのない限り、決められた時間に行うことができる。
- 第12条 選挙管理委員会は全候補者の立会演説会を開催しなければならない。
- 第13条 立会演説は、候補者と責任者1名が選挙管理委員会の決定した時間内で演説することができる。
- 第14条 第10条から第13条までに規定する選挙運動以外の運動は一切行なってはならない。
- 第15条 全有権者は当選人の決定に影響を及ぼすと考えられる金銭物品等の供与は、行ってはならない。

第4章 罰 則

- 第16条 候補者又は運動員が、第3章の規定に反した場合には、その候補者は、候補者名簿から取り消される。投票後に違反が判明した場合はその当選は無効となる。
- 第17条 選挙人が第3章の規定を破った場合には、そのときの選挙権・被選挙権を失う。
- 第18条 正選挙及び補欠選挙を妨害した者は、そのときの選挙権及び被選挙権を失う。

第5章 選挙管理委員会

- 第19条 各学級1人ずつの選出者によって組織され、選挙の管理にあたる。

第6章 投票及び投票所

- 第20条 選挙は無記名投票で行う。
- 第21条 投票は1人1票に限り、投票様式はマーク式とし、決められたこと以外のことを書いた場合、票は無効となる。

第22条 投票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第23条 選挙立会人は選挙管理委員会の中より選ぶ。

第24条 選挙管理委員会は、受け付け係及び会場整備員を立会人の中から選ぶ。

第25条 選挙管理委員会は、投票日に投票用紙を渡し、選挙人の整理をする。

第26条 選挙立会人は選挙人が、だれに投票したかを調査してはならない。

第27条 投票箱は定められた投票時間中に開けてはならない。

第7章 開票及び開票所

第28条 開票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

第29条 開票は選挙管理委員と担当顧問とで行う。

第30条 開票所へは上記の関係者以外は立入りを禁ずる。

第31条 正規の投票用紙を用いないもの及び様式に従わないものは無効とする。

第32条 記入済の投票用紙は2か月間選挙管理委員会において、保管しなければならない。

第8章 当選発表

第33条 有効投票の得票が多い者から当選人とする。

第34条 第33条において同数のときは、生徒議会で決選投票をして決める。

第35条 当選人が決定したときは選挙管理委員会は、ただちに校長承認を経て、そのことを公示しなければならない。

第36条 数日後に当選人は校長から任命を受ける。

第9章 補欠選挙

第37条 役員に欠員が生じた場合で、次点者がいない場合は補欠選挙を行う。

第38条 補欠選挙当選者の任期は、その前任者の残任期間とする。

第10章 選挙細則

第39条 この規則に定められたこと以外で、生徒会役員の選挙について必要な事項は、選挙管理委員会が生徒会の承認を得て定める。

附則1 この規則は、昭和47年2月17日から施行する。

附則2 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附則3 この規則は、平成28年4月1日から施行する。